

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）アクションロゴ使用規約

制定令和6年6月21日

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

1. 目的

国際知的財産保護フォーラム（以下、「IIPPF」という。）が、アクションロゴマーク（別紙ロゴマークをいい、以下、「ロゴマーク」という。）のウェブサイト、講演会及び広告への掲示等により、国内外の消費者及び事業者における IIPPF の識別性を向上させ、取組みを推進させるとともに、情報発信を行うことを目的として定めたロゴマークの適正使用のため、この使用規約（以下、「本規約」という。）を定める。

2. 権利の帰属

ロゴマークに関する一切の知的財産権は、特許庁に帰属する。

3. 事務の委任

特許庁は、ロゴマークの使用にかかる事務を、特許庁総務部国際協力課海外展開支援室が承認する IIPPF 事務局に委任することができる。

4. 使用許諾

- (1) IIPPF 会員は、以下の使用方法を除き、ロゴマークを無償で使用することができる。
 - ① 公序良俗に反する事業、物品又はイベントにおける使用
 - ② 法令及び規則等に違反する方法による使用
 - ③ 自己又は第三者の特定の商品名、ブランド名、団体名又は商標等の全部又は一部を表すものと誤信される方法による使用
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はその広告における使用
 - ⑤ 反社会的勢力に関連する内容の媒体等における使用
 - ⑥ ロゴマークの全部又は一部を変形、加工又は改変したうえでの使用
 - ⑦ 本規約に違反する方法による使用
- (2) IIPPF 会員は、ロゴマークの使用権を第三者（同会員の関連会社及び子会社は除く。）に再許諾又は譲渡等することはできない。
- (3) 特許庁は、IIPPF 会員によるロゴマークの使用が本規約に違反するものと認められる場合、又は、特許庁の裁量で必要と判断した場合、同 IIPPF 会員に対して、同使用の停止を求めることができ、その場合、同 IIPPF 会員は同使用を停止しなければならない。
- (4) IIPPF 会員は、ロゴマークの使用実態について、IIPPF 事務局が指定する方法で報告するものとする。また、IIPPF 会員がロゴマークを自らのウェブサイトを使用する際は、IIPPF 事務局が指定する方法を参照し、その方法に従うものとする。

5. 免責

- (1) 特許庁は、ロゴマークに事実上又は法律上の瑕疵が無いこと（ロゴマークが国内外を問わず第三者の知的財産権を侵害していないことを含む。）を保証しない。

- (2) 特許庁は、IIPPF 会員がロゴマークを使用したことに起因するクレーム若しくは紛争又はそれらにより生じた損害について、一切の責任を負わない。
- (3) 特許庁は、本規約 4 (3) に定めるロゴマークの使用の停止により IIPPF 会員に損害が生じた場合、同損害について一切の責任を負わない。

6. 使用期間

使用期間は設けない。

7. 施行年月日

本規約は令和 6 年 1 0 月 7 日から施行する。特許庁は、本規約の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8. 規約の変更

特許庁が本規約を更新し、利用条件を変更した場合は、既に許諾を行った利用に関しても変更後の規約及び利用条件を適用する。

<枠なし>



<枠あり>

